

へのお知らせ

あたら しいコロナウイルスへの対策で、にほんで 出ることができない人、ぎのうじっしゅう しけん う
受ける
ことができない人、「特定技能1号」に在留資格を変える準備ができていない人のためのルー
ルをつ
く
りました。

① にほんで 出ることができない人

→ 「特定活動（6か月・働くことができる）」か「特定活動（6か月・働くことができない）」に在留資格を変えることができます。

※「特定活動（6か月・働くことができる）」は、いまでもおなじ仕事を
する人
だけです
（会社は
変える
ことが
でき
ます。）

※「特定活動（6か月・働くことができない）」は、仕事
が
でき
ませ
ん。

※日本を出ることができない理由が
つづ
く人は在留期限を長く
する
ことが
でき
ます。
（更新
が
でき
ます。）

② ぎのうじっしゅう しけん う 受けることができない人

→ しけん う 受けて、つぎのレベルのぎのうじっしゅう はじめるまで「特定活動（4か月・働くことができる）」に在留資格を変えることができます。

※いまでもおなじ会社で仕事を
する
人
だけ
です。

③ いまの会社で働くことができなくなった人

→ あたら しくぎのうじっしゅう をする会社が見つからない人で、「特定技能1号」の在留資格で働くことをめざす人は、「特定活動（最大1年・働くことができる）」に在留資格を変えることができます。

http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri14_00008.html

↓ ↓ ↓ ここから下は技能実習2号を終わる人への案内です。 ↓ ↓ ↓

④ 「特定技能1号」に在留資格を変える準備ができていない人

→ 準備ができるまで「特定活動（4か月・働くことができる）」に在留資格を変えることができます。

※今までと同じ会社で仕事をする人だけです。

※新しいコロナウイルスへの対策で、入管に出す書類を簡単にしています。

※「技能実習3号」を終わった人も在留資格を変えることができます。

※準備ができていない人は、「特定技能1号」に在留資格を変えることができます。

http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri07_00197.html

⑤ 「技能実習3号」へ在留資格を変えたい人

→ 優良と認められた会社で技能実習をする人は、「技能実習3号」に在留資格を変えることができます。

http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri07_00146.html

★ わからないときは、^{にゅうかん}入管 (Regional Immigration Services Bureau ^{しゅつにゅうこくざいりゅう}出入国在留
^{かんりきょく}管理局) ^{しつもん}に質問してください。

^{がいこくじんざいりゅうそうごう}外国人在留総合インフォメーションセンター (^{げつ きん}月～金 8:30～17:15)

TEL 0570-013904

TEL 03-5796-7112 (IP、PHS、^{がいこく}外国から)

^{ちほうしゅつにゅうこくざいりゅうかんりきょく}地方出入国在留管理局

^{さっぽろしゅつにゅうこくざいりゅうかんりきょく}札幌出入国在留管理局

TEL 011-261-7502

^{せんだいしゅつにゅうこくざいりゅうかんりきょく}仙台出入国在留管理局

TEL 022-256-6076

^{とうきょうしゅつにゅうこくざいりゅうかんりきょく}東京出入国在留管理局

TEL 0570-034259

TEL 03-5796-7234 (IP、PHS、^{がいこく}外国から)

^{よこはましきょく}横浜支局

TEL 045-769-1720

^{なごやしゅつにゅうこくざいりゅうかんりきょく}名古屋出入国在留管理局

TEL 052-559-2150

^{おおさかしゅつにゅうこくざいりゅうかんりきょく}大阪出入国在留管理局

TEL 06-4703-2100

^{こうべしきょく}神戸支局

TEL 078-391-6377

^{ひろしましゅつにゅうこくざいりゅうかんりきょく}広島出入国在留管理局

TEL 082-221-4411

^{たかまつしゅつにゅうこくざいりゅうかんりきょく}高松出入国在留管理局

TEL 087-822-5852

^{ふくおかしゅつにゅうこくざいりゅうかんりきょく}福岡出入国在留管理局

TEL 092-717-5420

^{なはしきょく}那覇支局

TEL 098-832-4185